



ユニバーサル就労推進基本計画



市民がそれぞれ生きがいを持ち、
働くことができる住みやすいまち ふじ

令和4年3月
富士市



はじめに

本市は、富士山の優れた自然環境や豊富な地下水に恵まれ、紙・パルプ産業などの製造業を中心に、農林業や水産業など、様々な産業が成長し、発展してきました。

人々が多様な産業に携わり豊かな市民生活を築いてきた一方で、就労意欲がありながら、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある人たちへの就労支援を求める声が、多くの市民から寄せられておりました。



誰もが社会の一員として活躍し、自立した生活を送ることができる社会を実現するためには、就労意欲のある全ての人に就労の機会が提供されるよう、環境を整備していかなければなりません。

このため、本市は平成29年4月、市議会議員発議による全国で初めての「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を施行し、行政はもとより、市民、事業者及び事業者団体が互いに協力し、様々な理由で働きたくても働くことができない状態にある全ての人の就労を支援するユニバーサル就労の取組を開始しました。

令和2年度には、就労に関する多様な施策で構成されるユニバーサル就労推進事業を見直すとともに、様々な相談窓口や就労支援機関の機能をユニバーサル就労支援センターに集約するなど、ユニバーサル就労の更なる充実に努めてまいりました。

この度、ユニバーサル就労を総合的かつ継続的に推進していくため、「ユニバーサル就労推進基本計画」を策定いたしました。今後、本計画に基づき、ユニバーサル就労のより一層の推進を図ってまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係者の皆様に深く感謝と御礼を申し上げます。

令和4年3月

富士市長 小長井 義正

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 ユニバーサル就労の概要	4
1 本市のユニバーサル就労.....	4
2 ユニバーサル就労支援センターにおける支援体制.....	11
第3章 本市の状況と課題の整理	15
1 本市の状況.....	15
2 現状の分析.....	17
3 課題の整理.....	35
第4章 基本計画	36
1 基本理念.....	36
2 基本方針.....	37
3 基本目標.....	38
4 施策の体系.....	39
第5章 施策の展開	40
1 施策の内容.....	40
第6章 計画の推進	49
1 推進に向けた役割.....	49
2 推進体制.....	50
3 進捗状況の確認・検証.....	52
4 指標一覧.....	53
参考資料	56
1 条例.....	56
2 策定経過.....	59
3 委員会等.....	60

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市のユニバーサル就労は、平成26年11月、ユニバーサル就労を拓げる親の会が、「親も子も安心して暮らせる環境整備」について、市民1万9千人余の署名を添えて市に要望したことが契機となり、実現に向けて動きはじめました。

この要望を受け、富士市議会ユニバーサル就労推進議員連盟と市が検討を重ねた結果、平成29年4月、市議会議員発議による全国で初めての「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が施行され、「市民の誰もが生きがいをもち、働くことができる仕組みづくり」として、同月に設置した富士市ユニバーサル就労支援センターを中心にユニバーサル就労の取組を開始しました。

その後、ユニバーサル就労の取組による「実績」や「効果」、「実態」を検証し、課題が明らかになったことから、令和2年度に様々な相談窓口、就労支援機関の再編を行い、市民にとって更に身近で利用しやすいユニバーサル就労支援センターに整備するとともに、ユニバーサル就労推進事業を42事業から29事業に再編成するなど、より充実した事業となるよう見直しを行いました。

ユニバーサル就労の取組を開始したことにより、これまでは社会で働くことが難しかった方や、就職しても長く勤めることができなかった方が、その能力や希望に沿って就職を実現しています。

一方、1990年代から2000年代の、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代は、希望する就職が難しい状況にありました。さらに、現在の社会情勢の中で、不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは無業の状態にあることにより社会参加に向けた支援を必要とするなど、様々な課題に直面している方が多数いるという状況があります。

また、働き方の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、テレワークや短時間就労等、新しい働き方に対するニーズが高まっており、ユニバーサル就労においても、支援内容の拡大と更なる充実が求められています。

このような背景を踏まえ、本市におけるユニバーサル就労を総合的かつ継続的に推進していくため、ユニバーサル就労推進基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、「様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がその個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することを基本とし、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進されなければならない」という条例の基本理念の実現を目指します。

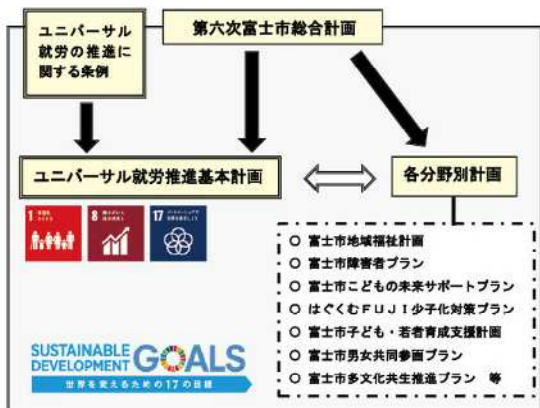
2 計画の位置付け

本計画は、条例に基づき、ユニバーサル就労を推進するための各施策を盛り込んだ計画です。

ユニバーサル就労は、ユニバーサル就労支援センターで行う就労支援をはじめ、就労に関する様々な取組を一体的に実施することにより、一人ひとりが輝くことができる働き方を実現し、本市SDGs未来都市の実現に寄与するものです。

本計画で展開する各施策は、それぞれが条例の理念を達成するために必要な取組です。

このため、本計画の施策を担当する関係機関が、継続的かつ発展的に推進していく基本的な方向性や姿勢などを定め、市政運営の総合的な指針である「第六次富士市総合計画」と整合を図るとともに、福祉や教育等の各分野別計画と連携を図り、ユニバーサル就労を総合的、一体的に推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、第六次富士市総合計画【前期基本計画】と同じ令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に関連する法律の制定又は改正があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第六次富士市総合計画	前期基本計画（令和4年度～令和8年度）				
ユニバーサル就労 推進基本計画	令和4年度～令和8年度までの5か年計画				

第2章 ユニバーサル就労の概要

1 本市のユニバーサル就労

(1) 本市のユニバーサル就労

①目的

ユニバーサル就労は、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がその個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することにより、全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

この目的の実現に向けて、本市は条例を制定し、市が一体となってユニバーサル就労を推進していく意志を示しています。

②支援対象者

働きたくても働くことができない 全ての富士市民
(働きづらさを抱えた)

【働きづらさを抱えた方のイメージ】

- ・ ○ 働きづらさを抱えていることが客観的に明らかであり、何らかの既存の支援制度がある方
- ・ □ 働きづらさを抱えていると思われるが、性格や精神状態などに起因する働きづらさであり、それが外部からわかりづらい方
- ・ ■ 本人の意欲や能力に起因する働きづらさはないが、勤務時間の制約や、勤務に一定の配慮の必要があるなど、希望する働き方と現在の労働条件が合わないため、働くことができていない方

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 障害がある○ 高齢者○ ひきこもり状態○ 触法歴がある、執行猶予中 など |
| <ul style="list-style-type: none">□ 障害が疑われるが手帳がない□ コミュニケーションが苦手□ 応募しても採用される自信がない□ 就労ブランクが長い、就労が長続きしない など |
| <ul style="list-style-type: none">■ 病気で働き方に配慮が必要■ 長時間労働などが難しい（時間的な制約がある）■ 子育て中や家族の介護中 など |

ユニバーサル就労では、全ての方々の就労支援を行います。

(2) 行政として全国初の取組

ユニバーサル就労の取組は、これまでは「社会福祉法人生活クラブ」（千葉県）や、同法人が設立した「特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば」などが自施設内で実施してきました。

この取組を参考に、本市が開始したユニバーサル就労は、以下のような特徴があります。

- 働きづらさを抱えたすべての方に対して、就労支援を行っている
- 議員発議により、ユニバーサル就労を強力に推進するための条例を制定している
- 事業の開始にあたり、議会・行政が協議して検討してきた
- 行政が推進する主体となって、議会、市民、企業等とともにユニバーサル就労に取り組んでいる

これら全てが、行政が行う全国初の取組として注目を集めたことにより、多くの根拠を受け入れ、報道でも取り上げられています。

なお、「ユニバーサル就労」という言葉は、「社会福祉法人生活クラブ」が発案した言葉で、商標登録されておりますが、本市は、生活クラブから許諾を受け、使用しています。

【視察実績】

地方議会	函館市議会 他21議会
民間団体	社会福祉法人生活クラブ 他4団体
地方自治体	東京都 他9自治体
国	参議院予算委員会調査室、厚生労働省社会福祉推進事業調査、 バリアフリーユニバーサルデザイン推進功労者表彰に係る内閣府 による現地調査

※日経BP総合研究所「全国自治体・視察件数ランキング2019」で47位（人口規模別）。

【報道実績】（一例）

平成30年5月	ダイヤモンドオンライン（web配信）
令和元年7月	月間「厚生労働」（書籍）
令和2年11月	NHKクロズアップ現代+（テレビ）
令和2年12月	NHK福祉情報サイト ハートネット（web配信）

【企業版ふるさと納税】

令和2年度	7社から総額200万円の寄附を拝受
-------	-------------------

【表彰】

令和元年12月	バリアフリーユニバーサルデザイン推進功労者表彰（内閣府特命 担当大臣優良賞）受賞
---------	---

(3) 本市のユニバーサル就労のあゆみ

	関係者	実施状況
平成 26 年 11 月	ユニバーサル就労を拡げる親の会	「親も子も安心して暮らせる環境整備」について、市民 1 万 9 千余人の署名を添えて市に要望
平成 27 年 11 月	富士市議会ユニバーサル就労推進議員連盟	「働きたいのに働けずにいる全ての人が活躍できるまち」を目指した事業提案書を市に提出
平成 28 年 3 月	富士市	「富士市ユニバーサル就労促進検討委員会」を設置し、調査・検討を開始
平成 28 年 12 月	富士市議会ユニバーサル就労推進議員連盟	「ユニバーサル就労推進への取り組みについて 13 事業の提案」を市に提出
平成 29 年 2 月	富士市議会	議員発議による「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」を、市議会が全会一致で可決
平成 29 年 4 月	富士市	「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」施行 「富士市ユニバーサル就労支援センター」開設
平成 29 年 5 月	富士市ユニバーサル就労支援センター	企業説明会を初開催
平成 29 年 6 月	富士市議会	「ユニバーサル就労推進特別委員会」設置
平成 29 年 7 月	富士市	市内各制度相談窓口及び関連各課向けの説明会を開催 「広報ふじ」特集を掲載
平成 29 年 7 月	富士市ユニバーサル就労支援センター ユニバーサル就労を拡げる会	「ユニバーサル就労サポーター」募集開始 市との懇談会を開催
平成 29 年 8 月	富士市議会 富士市	平成 29 年度第 1 回富士市ユニバーサル就労推進特別委員会開催 ユニバーサル就労推進事業認定協力企業 23 社を初認定（以後、順次認定）

	関係者	実施状況
平成 29 年 9 月	富士市ユニバーサル就労支援センター	ユニバーサル就労の周知・啓発のため、広報活動を開始 ・ウェブサイト、ブログ、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）開設 ・「情報誌～はたらくきずな～」創刊 ・「メールマガジン」第1号発行 ・「市民福祉まつり」等の市民参加型イベントでユニバーサル就労の広報活動を開始
平成 29 年 10 月	内閣府	「地方創生推進交付金」の交付事業として採択
	富士市	第1回「ユニバーサル就労支援推進協議会」の開催（関係団体等で構成）
平成 29 年 12 月	富士市	静岡労働局と富士市雇用対策協定締結
平成 30 年 2 月	富士市	近藤武夫氏（東京大学 先端科学技術研究センター准教授）講演会 演題 「超短時間雇用という新しい働き方のデザイン」
平成 30 年 5 月	富士市	ユニバーサル就労PR動画をYouTube（ユーチューブ）にて公開
平成 30 年 8 月	富士市	パイロット事業所1社を指定（以後、順次指定）
平成 30 年 11 月	富士市	第46回富士市社会福祉大会において、坂本光司氏（元法政大学大学院教授）講演会 演題 「人を幸せにする会社 誰でも働ける社会」 パイロット事業所の活動発表
平成 31 年 1 月	富士市	宮本太郎氏（中央大学教授・社会保障審議会委員）講演会 演題 「誰もが働き暮らせるまちづくり」
平成 31 年 6 月	富士市ユニバーサル就労支援センター	協力企業パネル展（以後、順次開催）
令和元年12月	内閣府	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰（内閣府特命担当大臣優良賞）受賞
令和2年1月	富士市ユニバーサル就労支援センター	協力企業会開催
令和2年4月	富士市	フィナンセ東館1階の相談窓口、就労支援機関を再編し、富士市ユニバーサル就労支援センターへ一本化

(4) ユニバーサル就労推進事業

ユニバーサル就労推進事業は、平成 28 年 12 月に富士市議会ユニバーサル就労推進議員連盟からの「ユニバーサル就労推進への取り組みについて 13 事業の提案」を受け、検討を進めた結果、平成 29 年 4 月、ユニバーサル就労推進事業主体・関連 42 事業でスタートしました。

さらに、事業開始から 4 年目を迎えた令和 2 年度に、内容や実績について検証を行い、現在の 29 事業に整理、再編成を行いました。

No.	事業名	担当課 (関係課)	令和 3 年度事業内容
1	相談支援グループ ユニバーサル就労支援センター 就労支援グループ	自立相談支援事業	生活困窮者に広く相談を行う常設の窓口において、適切な支援計画を作成し、包括的かつ継続的な支援を行います。
2		就労準備支援事業	直ちに一般就労に就くことができない生活困窮者等に対し、就職活動を行うことができる状態になるまでの支援を行います。
3		家計改善支援事業	家計収支のバランスが崩れている生活困窮者に対し、家計収支の改善や家計管理能力を高めるための支援を行います。
4		就労困難者 就労支援事業	就労困難者に対し、一人ひとりの個性や適性に合わせた就労支援を行います。
5		協力企業開拓事業	就労困難者に多様な働き方を提供できる協力企業を開拓するとともに、支援対象者を雇用した協力企業に対する相談・支援を行います。
6		ユニバーサル就労 周知・啓発事業	様々なメディアの活用、啓発イベントの開催、サポーター制度の運営等により、ユニバーサル就労の周知・啓発を行います。
7	就労困難者の雇用 「生活支援課での実践」	生活支援課	生活支援課で就労困難者 8 人（前期 4 人 後期 4 人）を雇用し、職場環境や仕事の体験を通じて、就労困難者の継続的な就労に向けた支援を行います。
8	ユニバーサル就労 推進協議会運営事業	生活支援課	ユニバーサル就労に関連する行政、事業者、事業者団体等が、意見交換や情報共有を行う場として、年 3 回開催します。
9	ユニバーサル就労 顕彰事業	生活支援課	ユニバーサル就労の推進に積極的に取り組む事業者、団体、個人を顕彰します。 ※PR活動はNo.6 ユニバーサル就労周知・啓発事業と連携して実施します。
10	パイロット事業所 指定事業	生活支援課	活動内容等を発信できる協力企業を、市が「パイロット事業所」として指定し、就労困難者の受入の過程における情報を共有・公開します。

No.	事業名	担当課 (関係課)	令和3年度事業内容
11	地域活動支援事業	生活支援課	就労準備支援事業や、地域でのボランティア活動などを通して、就労に至る過程に必要な社会性や協調性を養うため、必要となる地域活動の場の活用に向けて、関係団体との調整・連携を図ります。
12	相談窓口連絡会	生活支援課	様々な相談機関が実施する支援内容を共有するとともに、各相談窓口のネットワーク強化を図るため、相談窓口連絡会を開催します。
13	協力企業インセンティブ研究	生活支援課	企業のニーズを研究し、就労困難者雇用を促進するためのインセンティブの必要性、効果、あり方等について検討します。
14	保護観察対象者の就労支援	福祉総務課	保護司会と協力雇用主会と合同の研修会を開催し、就労支援事業に対する理解を深めます。
15	障害者就労機能 パワーアップ事業	障害福祉課	障害者の就労支援体制の構築・強化を図ることにより、障害者の就労を推進するとともに、就労支援を通じて障害者の自立を図ります。
16	【県事業】 富士圏域自立支援協議会 就労部会	(障害福祉課)	富士圏域における障害者の自立、安定した職業生活を実現するため、企業、雇用及び福祉関係機関が連携し、就業及び生活の一体的支援を行います。
17	雇用対策協定運営協議会	商業労政課	「富士市雇用対策協定」に基づき、ハローワーク富士と連携して雇用施策に取り組むとともに、雇用対策運営協議会を開催します。
18	【国事業】 マザーズコーナー (ハローワーク富士)	(商業労政課) (生活支援課)	子ども連れで来所しやすい環境を整備し、就職支援、職業紹介等を、ユニバーサル就労支援センターとの一体化事業として継続実施します。
19	内職相談事業	商業労政課	内職相談員が内職に関する相談や、企業に求職者の斡旋を行うとともに、労働力の活用を企業に伝え、登録企業を増やしていきます。
20	高齢者就労支援事業	商業労政課	シルバー人材センターの事業に補助金を交付するとともに、高齢者就業センターを管理します。
21	新規就農支援事業	農政課	農作物の栽培を通じて、市民農業者制度への支援を行う「農業アカデミー」を開催します。
22	ユニバーサル農林水産業	農政課	就労継続支援事業所の、さつま芋栽培及び干し芋作りを支援します。また、障害者雇用等を行っている植物工場及び農業法人等の誘致活動を行います。

No.	事業名	担当課 (関係課)	令和3年度事業内容
23	ワーク・ライフ・ バランスセミナー	多文化・ 男女共同 参画課	「働き方改革」に注目が集まる中、関心が高まっているワーク・ライフ・バランスに関する基調講演とワークショップを開催します。(富士宮市との共催事業)
24	市が雇用する 就労困難者の拡大	人事課	就労困難者が、支援員の指導・支援を受けて、各課等から依頼のあった封入・宛名シール貼り等の軽作業を行います。
25	市が行う就労体験	人事課	継続的な就労に不安を持つ就労困難者に就労のきっかけの場を提供するため、就労体験を受け入れます。
26	若者相談窓口 「ココ☆カラ」 (子ども・若者育成支援事業)	社会教育課	子ども・若者支援協議会の開催、リーフレット・相談機関マップの作成、若者相談窓口「ココ☆カラ」の運営等を行い、子ども・若者の支援を行います。
27	合同相談会 (子ども・若者育成支援事業)	社会教育課	不登校・ニート・ひきこもり・発達障害等の相談機関、就労支援団体、親の会、学習支援団体、通信制・定時制高校、サポート校が一堂に会して、個別相談に応じます。
28	【国事業】 障害者就職面接会	(障害福祉課)	障害のある人を対象とした県内企業との就職面接会への斡旋を行います。
29	【県事業】 障害者就業・生活支援 センター「チャレンジ」	(障害福祉課)	障害者の就業に向けた支援や就業定着の支援及び日常生活又は社会生活上必要な支援を関係機関と連携して行います。

2 ユニバーサル就労支援センターにおける支援体制

(1) ユニバーサル就労支援センターの支援体制

ユニバーサル就労は、29のユニバーサル就労推進事業において連携を図りながら、ユニバーサル就労支援センターを中心に推進してきました。

① 設置当初のユニバーサル就労支援センター（平成29年度～令和元年度）

平成29年4月、ユニバーサル就労支援センターを設置したフィランセ東館1階には、既存の相談窓口や就労支援機関が複数存在していました。

また、ユニバーサル就労支援センターは相談機能を有していなかったため、既存の窓口から紹介された利用者に対して支援を開始するという形をとっていました。



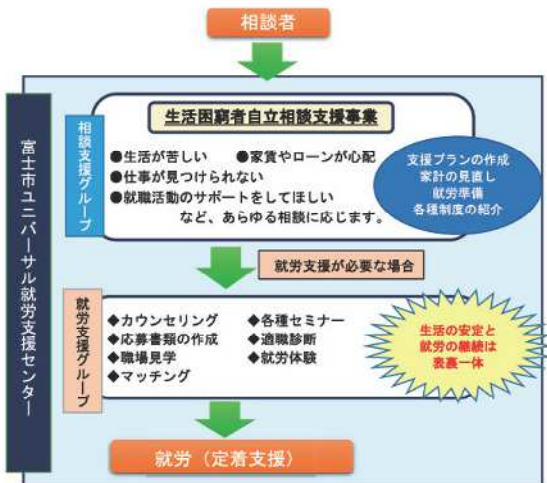
【設置後に明らかになったユニバーサル就労支援センターの課題】

- ・同じ場所に複数の相談窓口や就労支援機関があり、どこに相談していいかわかりにくい状況でした
相談者が、自分に合った相談窓口を見つけにくい状況にありました。
- ・複数の窓口で相談する必要がありました
それぞれの窓口で支援する対象者が異なるため、複数の窓口を回らなければならない場合があるなど、利用者に負担をかけていました。
- ・それぞれの窓口において支援に対する考え方が異なるため、連携がスムーズにいかないことがありました

② 新たに機能を再編したユニバーサル就労支援センター（令和2年度～）

市民が抱えるあらゆる相談に応じ、相談者が必要とする支援を提供することができる窓口とするため、ユニバーサル就労支援センターの機能を再編しました。

令和2年度から、複数の相談窓口や就労支援機関を再編し、就労や生活等あらゆる相談に応じる相談支援グループと、ユニバーサル就労支援を行う就労支援グループを一体的に運営する。新たなユニバーサル就労支援センターにおいて、相談から就労支援まで切れ目のない支援を行っています。



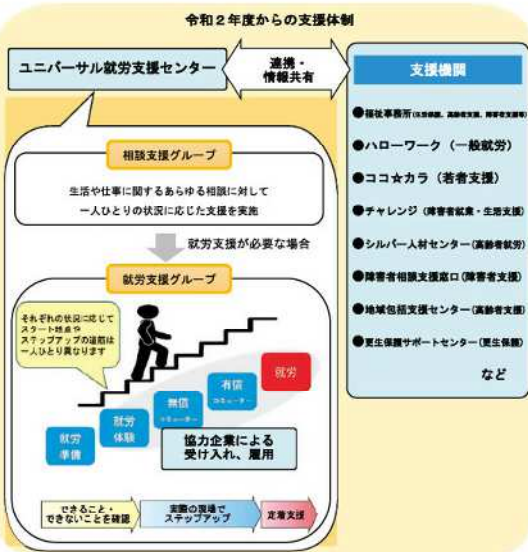
【ユニバーサル就労支援センターを一体的に運営することによるメリット】

- ・全ての相談を受けるため、相談者が窓口にならず相談、支援を受けることができます
- ・全ての相談を適切な支援に繋げることができます
適切な関わりとアセスメント（評価）を行い、多様な支援メニューの中から、一人ひとりに合わせた適切な支援に繋げることができます。
- ・ワンストップで一体的な支援を受けることができます
相談から就労支援までワンストップで行うため、相談者が複数の窓口を回ることなく必要とする支援を一箇所で受けることができます。

(2) 支援の方法

① オーダーメイドの就労支援

個々の能力や希望、特性に合わせた職に就くことができるよう、関係する支援機関と連携・情報共有のもと、一人ひとりに合わせた「オーダーメイド」の就労の支援を行います。



ユニバーサル就労の支援対象者は、それぞれ働きづらさや個性が異なります。

このため、就労準備、就労体験、コミュニティー（数日間継続して通う就労体験）から就労に至るまで、様々なステップが用意されており、利用者それぞれの状態に応じて支援の内容、支援のスタート地点やステップアップの道筋は一人ひとり異なります。

また、他の支援機関と連携・情報共有を図ることにより、就労に向けた多様なアプローチを行います。

この支援方法を、ユニバーサル就労では「オーダーメイド」の就労支援と定義しています。

②特長的な取組

ユニバーサル就労の支援対象者の受け入れや雇用体制を確保するとともに、ユニバーサル就労の周知・啓蒙を推進するため、本市では特長的な取組を行っています。

○協力企業の認定

市内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等で、ユニバーサル就労の理念に賛同し、職場見学や就労体験、雇用の受け入れを申し出た企業等を、市が協力企業として認定しています。

令和3年3月末時点で、158社の企業等を協力企業として認定しており、業種は、製造業が4割近くを占めるほか、医療・福祉、サービス業など多岐に渡ります。

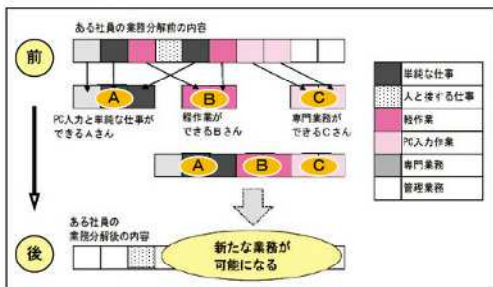
協力企業がユニバーサル就労に参加した理由は、社会貢献が最も多く、次いで、人手不足対策としてユニバーサル就労を活用しているという声をいただいています。

○業務分解の取組

業務分解は、業務の内容を「専門業務」、「単純業務」などに分解し、一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう、業務の切り出しを行うことです。

支援対象者が得意とする「専門分野」あるいは「単純業務」などを担っていただくことで、一人ひとりの「できること」を活かした就労に繋がるだけでなく、企業にとって、サービスの質の向上や業務の効率化につながったという例もあります。

業務分解のイメージ



○サポーター登録制度

市民にユニバーサル就労を周知するため、働きづらさを抱えた方にユニバーサル就労を案内していただくほか、周りの方にユニバーサル就労を広めていただくサポーターを募集しています。

サポーターには、メールマガジンや情報紙を通してユニバーサル就労の最新情報を配信しています。

第3章 本市の状況と課題の整理

1 本市の状況

本市の生産年齢人口に対し、有効求人倍率の動向を勘案して、労働力不足の状況を検証します。また、労働力不足の状況にありながら、働きたくても働くことができない人の推計を行います。

(1) 生産年齢人口（15～64歳）の推移 - 生産年齢人口の継続的な減少 -

- 生産年齢人口は年々減少しており、今後も減少傾向が続く見込みです。
- 第六次富士市総合計画の策定にあたり実施した本市独自の人口推計では、令和2年度以降も生産年齢人口（15～64歳）の減少傾向は続き、令和8年度は中位推計で143,981人になると予測されています。



(2) 有効求人倍率の推移 - 有効求人倍率は減少傾向にあるが1を超えている -

- 平成30年以降、減少傾向が続いていましたが、基準月時点で常に1倍を超えています。令和2年から3年にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けながらも大きな減少にはなっておらず、依然として労働力不足の状況にあります。



(3) 本市における働きたくても働くことができない人（推計値）

- 一人ひとりが抱えている働きづらさは、外からは分かりにくいことが多く、様々な要因が関係するため、「働きたくても働くことができない人」の正確な統計を取ることは困難です。
- 日本財団 WORK! DIVERSITY プロジェクトの調査結果によると、障害者、高齢者、引きこもり、ひとり親家庭、あるいは就職氷河期世代の支援対象者などの総数の積算を基に、日本における就業増加期待数（現在は無職だが就労希望がある方など、支援により就労者数の増加が期待できる人数）は、全国で 447 万人と推計されています。
- 概況把握のため、全国の推計値を基に人口比から算出すると、本市には働きたくても働くことができない人が約 9,000 人程度いると推測されます。

	人口 (2018 年 10 月)	働きづらさがある人	うち、無業者	うち、 就業増加期待数
全国	1 億 2,644 万 3 千人	2,464 万人	1,020 万人	447 万人
富士市	25 万 4 千人	4.9 万人	2 万人	<u>9 千人</u>

【推計値について】

※働きづらさを抱える要因をあらかじめ特定し、その属性に含まれる人数を積上げる「個別積み上げ方式」で積算されています。

※障害者で引きこもりであるなど、複数の要因を抱えている場合にはそれぞれの数字が計上されることから、実際の人数より多い可能性があります。

○労働力不足の解消と、働きがいや生きがいの創出

本市は、生産年齢人口が減少しています。

また、有効求人倍率は比較的高い水準で推移しており、労働力が不足していると推定されます。

労働力を確保していくためには、これまでは「働きづらさ」によって、その能力が十分に発揮できていなかった方でも、その能力を発揮して働くことができる社会にしていく必要があります。

2 現状の分析

ここでは、これまで推進してきた、ユニバーサル就労支援センター等の実績の分析を行い、課題の抽出を行います。

また、本計画の策定にあたり、市政モニターや協力企業、ユニバーサル就労の関係団体等で構成する「ユニバーサル就労推進協議会」、及びユニバーサル就労支援センターの利用者から、意見・提案の聴取を行いましたので、頂いたご意見や提案から見えてくる課題の抽出も併せて行います。

(1) ユニバーサル就労支援センターの状況

平成 29 年度から令和 2 年度の 4 年間の実績（令和 3 年 3 月 31 日現在）



	H29	H30	R 1	R 2	累計
新規支援対象者数	56	42	62	209	369
K P I Ⅱ	60	70	100	250	480

※主要業績評価指数（単年度目標）。

○新規支援対象者数を増やす必要がある

新規支援対象者数は毎年増加していますが、目標値には達していません。

一人でも多くの方が支援に繋がるよう、ユニバーサル就労の周知・啓発及び関係機関等との更なる連携の強化が必要です。

②新規支援対象者数（男女内訳）



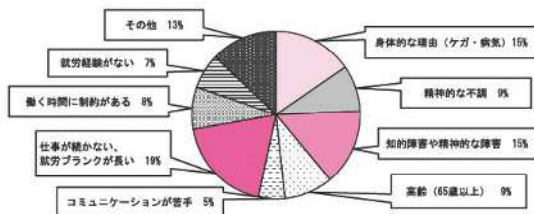
新規支援対象者数	H29	H30	R 1	R 2	累計
男性	35	32	40	113	220
女性	21	10	22	96	149
（女性の割合）	37.5%	23.8%	35.5%	45.9%	40.4%

○様々な目標を達成するための多様な支援が必要

新規支援対象者は毎年増加しており、中でも女性の割合が増えています。

これに伴い、対象者の目標が広がりを見せているため、適職相談、キャリアコンサルティング、キャリアアップセミナーなど、対象者に応じた適切な支援が必要です。

③支援対象者が抱える働きづらさ（令和2年度実績より）



○働きづらさの多様化によりきめ細かな支援が必要

支援対象者が抱えている働きづらさは、多岐にわたっています。

支援対象者が増えている状況においては、一人ひとりの働きづらさに応じた、より丁寧できめ細かな支援が必要です。

④就労実現者数



	H29	H30	R 1	R 2	累計
就労実現者数	19	37	42	115	213
K P I	16	38	50	100	200

○就労実現者数を増やすため、支援員、支援対象者、受け入れ企業等の信頼関係の構築が必要

就労実現者数は毎年増加し目標値を超えていることは、オーダーメイドの伴走型支援が効果的であることを示しています。

就労経験がない、あるいは就労ブランクが長いなどの支援対象者は、就労に至るまでに時間がかかる場合があり、支援員、支援対象者、受け入れ企業等の信頼関係の構築が必要です。

⑤サポーター登録数（累計）



	H29	H30	R 1	R 2	累計
サポーター登録数	210	214	101	13	538

○サポーターの拡大を図るため、情報発信の工夫や新たな取組が必要

サポーターの新規登録数は、減少傾向が顕著です。

特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、PR機会となるイベント等が中止となり、新規登録が減少した大きな要因となりました。今後は、SNSの活用など情報発信の工夫や新たな取組が必要です。

⑥協力企業数（累計）



	H29	H30	R 1	R 2	累計
協力企業数	51	47	35	25	158
K P I	50	50	60	40	200

○協力企業の更なる拡大が必要

協力企業は増加を続けていますが、新規登録数は毎年減少しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業訪問等に制約が出たことが新規登録が減少した大きな要因です。

今後も、職場見学や就労体験、雇用の受入先である協力企業の開拓は積極的に取り組む必要があります。

⑦業務分解を行った協力企業数（累計）

	H29	H30	R 1	R 2	累計
業務分解企業数	5	5	1	2	13

○多様な働きづらさに対応するため業務分解を行う企業を増やす必要がある

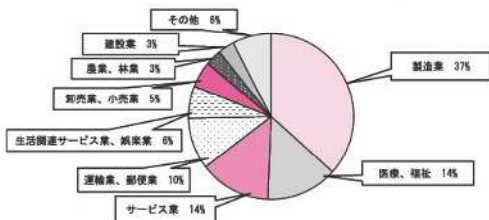
業務分解は、働きづらさを抱えている人の「できること」を活かし、多様な働き方を生み出すために必要となる重要な手法です。

新たに業務分解に取り組むことは、企業にとって負担になることもあるため、業務分解の導入をためらう企業もあります。

一方、取り組んだ協力企業からは、業務の改善や効率化に繋がったという声もありますので、業務分解のメリットについて丁寧に説明するとともに、業務分解にかかる企業の負担軽減に繋がる支援を行い、導入企業の増加を図る必要があります。

さらに、今後は、新しい働き方であるテレワークや短時間就労に取り組むため、協力企業の開拓の際に、業務分解とテレワークを提案していく必要があります。

⑤協力企業の業種別内訳と地区別企業数



令和3年3月末現在 計 158 社



地区内訳

北西部ブロック	中部ブロック	北部ブロック
豊田	石原	富士見台
広尾	松本	神戸
天間	今泉	古永北
丘	豊田台	大原
西部ブロック	南西部ブロック	東部ブロック
稲垣	富士見北	古永
岩手北	富士見南	元古原
富士川	田子屋	国津
松野	富士南	浮島
		源田

○協力企業の業種拡大と地域偏在の解消が必要

支援対象者が抱えている働きづらは様々で、移動・交通手段を持たない方も少なくありません。

一方、協力企業の業種は多岐に渡りますが、業種によって偏りがみられます。

また、企業数は地区ごとで差があり、市内の中心部への偏在がみられます。

多様な働きづらを受け入れ、一人でも多くの方の就労が実現できるよう、協力企業の業種の拡大や地域偏在の解消に向けて、協力企業の一層の開拓が必要です。さらに、これまでの働き方にとらわれず、新しい働き方の導入を図る必要があります。

(2) ユニバーサル就労推進事業の状況(令和2年度実績)

No	事業名	課名 (関係課)	指標	令和2年度 目標	令和2年度 実績	評価を踏まえた方針
1	ユニバーサル就労支援センター 相談支援グループ 就労支援グループ	自立相談支援事業	新規 相談者数	1,600人	1,870人	相談者に対する適切な 支援を通じて、就労支 援にも繋がっている (継続)
2		就労準備支援事業	新規支援 対象者数	60人	83人	
3		家計改善支援事業	新規支援 対象者数	115人	83人	
4		就労困難者就労 支援事業	新規支援 対象者数	250人	209人	オーダーメイドの支援 を適切に実施 (継続)
			新規就労 実現者数	100人	115人	
5		協力企業開拓事業	協力 企業数 ()は累計	40社	25社 (158社)	増加しているが、業種 拡大や地域滞在の解消 等更なる取組が必要 (継続)
6		ユニバーサル就労 周知・啓発事業	Webサイト数 ()は累計	100人	13人 (538人)	SNSの活用等、更なる 工夫が必要 (継続)
7	就労困難者の雇用 「生活支援課での実践」	生活支援課	支援 対象者数 ()は累計	4人	7人 (19人)	継続的な就労に繋げる ためのステップとして 有効 (継続)
8	ユニバーサル就労 推進協議会運営事業	生活支援課	開催回数	2回	2回	関係団体等との意見交 換や情報共有は有益 (継続)
9	ユニバーサル就労顕彰事業	生活支援課	協力企業 パネル展	1回	0回	協力企業の紹介等が顕 彰に繋がる (継続)
10	パイロット事業所指定事業	生活支援課	指定 事業所数 ()は累計	1社	2社 (6社)	活動内容の発信が周知 や協力企業の拡大に繋 がる (継続)
11	地域活動支援事業	生活支援課	実施回数	—	1回	就労準備段階の方が、 社会性や協調性を学ぶ 機会となる (継続)
12	相談窓口連絡会	生活支援課	開催回数	1回	0回	関係機関等との連携強 化に繋がる (継続)

No.	事業名	課名 (関係課)	指標	令和2年度 目標	令和2年度 実績	評価を踏まえた方針
13	協力企業インセンティブ研究	生活支援課	—	—	—	検討の結果、廃止 (廃止)
14	保護観察対象者の就労支援	福祉総務課	研修会 実施回数	2回	0回	研修会等関係機関との 連携が就労に繋がる (継続)
15	障害者就労機能 パワーアップ事業	障害福祉課	仕事確保 実習受入 採用	— — —	25社 10人 5人	障害者の企業就労や就 労支援事業所の工賃ア ップに繋がる (継続)
16	【県事業】 富士圏域自立支援協議会 就労部会	(障害福祉課)	「ジョブ マッチング」 実施人数 「ジョブミート 」参加者数	— —	29人 0人	—
17	雇用対策協定運営協議会	商業労政課	ユニバーサル 就労支援 対象者数 (再掲)	250人	209人	雇用対策に関する施策 等の効果的な実施に繋 がる (継続)
18	【国事業】 マザーズコーナー (ハローワーク富士)	(商業労政課) (生活支援課)	相談件数 就職者数	— 233人	5,421件 346人	—
19	内職相談事業	商業労政課	相談件数 就職者数	800件 90人	731件 97人	内職を希望する人の就 労に繋がる (継続)
20	高齢者就労支援事業	商業労政課	会員数 就業 実人数	年間 1,300人 —	1,236人 1,059人	高齢者の多様な就業の 機会の確保等を図る (継続)
21	新規就業支援事業	農政課	参加者数	15人	8人	新規就業者の育成に繋 がる (継続)
22	ユニバーサル農林水産業	農政課	支援数 誘致数	2事業所 1社	2事業所 0社	1事業所がさつま平の 栽培から干し芋加工ま で習得し自立した (継続) 誘致活動は産業政策課 に引継ぐ (継続)

※協力企業としてユニバーサル就労の推進に取り組むこと自体が、企業の社会貢献として企業イメージの向上や、人手不足の解消に繋がっていることをインセンティブとして評価しているため、その他のインセンティブ付与の研究については行わないことにしました。

№	事業名	課名 (関係課)	指標	令和2年度 目標	令和2年度 実績	評価を踏まえた方針
23	ワーク・ライフ・バランス セミナー	多文化・ 男女共同 参画課	セミナーの 実施回数	1回	0回	新型コロナウイルス感 染症の状況をみながら 実施 (継続)
			参加者の 満足度	80%	—%	
24	市が雇用する就労困難者の 拡大	人事課	庁内業務 状況調査	—	1回	就労困難者の自信とな り就労支援に繋がると ともに庁内の認知度向 上に貢献 (継続)
			雇用者数 ()は累計	—	3人 (8人)	
25	市が行う就労体験	人事課	受入者数	—	2人	就労のきっかけとして 機能 (継続)
26	若者相談窓口「ココ☆カラ」 (子ども・若者育成支援事業)	社会教育課	新規 相談件数	150件	98件	「ココ☆カラ」の啓発 周知。生きづらさを抱 えた方の社会との接点 を繋ぐ活動 (継続)
			就労件数	—	67件	
27	合同相談会 (子ども・若者育成支援事業)	社会教育課	実施回数	2回	2回	相談者が相談しやすい 場を提供し、適切な関 係機関へ円滑に繋げて いく (継続)
28	【国事業】 障害者就職面接会	(障害福祉課)	実施回数	—	1回	—
29	【国・県事業】 障害者就業・生活支援 センター「チャレンジ」	(障害福祉課)	登録者数	—	626人	—
			就職者数	—	70人	

○ユニバーサル就労推進事業を更に推進する新しい事業・取組が必要

ユニバーサル就労推進事業については、一人でも多くの方が就労できるよう、29事業を実施してきました。

しかし、国においては、就職氷河期世代や子育てをしながら就職を希望する女性など、新たな就労支援の必要性が示されています。

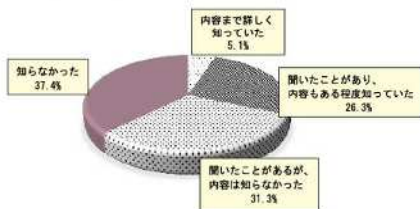
新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な社会情勢の変化や、多様化するニーズに対応するため、これまでの取組に加え、新たな視点を盛り込んだ事業・取組が必要となっています。

(3) 市政モニターアンケートより ※抜粋。全ての結果はウェブサイトをご覧ください。

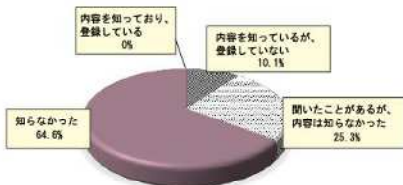
市政への提言などを行っていただく制度である市政モニターアンケートを活用し、ユニバーサル就労の認知度等についてお聞きしました。

- 市政モニターの総数 100 人（男性 34 人、女性 66 人）
 - 回答者数 99 人（男性 34 人、女性 65 人、回答率 99%）
 - 実施期間 令和 3 年 6 月 25 日～7 月 16 日
- ※各回答は、小数点以下第 2 位で四捨五入してあるため、合計が 100%にならない場合があります。

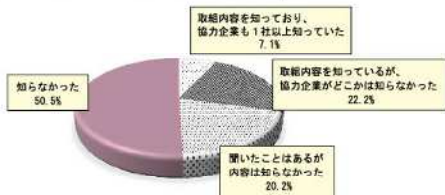
問 1 あなたは、「ユニバーサル就労」について知っていましたか。次の中から当てはまるものを 1 つだけ選んでください。



問 2 あなたは、ユニバーサル就労の広報・周知に協力していただいている「ユニバーサル就労サポーター」について知っていますか。次の中から当てはまるものを 1 つだけ選んでください。



問3 あなたは、働きづらさを抱えた人の就労体験や雇用の受入れ等により、ユニバーサル就労の推進に協力している「ユニバーサル就労協力企業」について知っていますか。次の中から当てはまるものを1つだけ選んでください。



○ユニバーサル就労の周知に工夫と強化が必要

ユニバーサル就労について、「詳しく知っていた」・「ある程度知っていた」とお答えいただいた割合は、31.4%でした。

また、ユニバーサル就労サポーターについて、「内容を知っている」の割合は、10.1%で、ユニバーサル就労協力企業について、「内容を知っている」の割合は、29.3%でした。

このことから、ユニバーサル就労の市民に対する周知は十分ではなく、情報の発信に工夫と強化が必要です。

問4 協力企業を増やすために必要と思われる取組は何だと思いますか。次の中から特に必要だと思うものを3つまで選んでください。

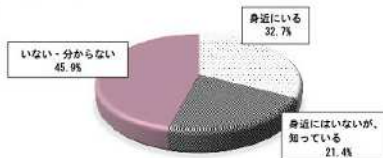


○協力企業の拡大のために更なる取組が必要

協力企業が果たしている社会貢献に関する広報や取組事例等の情報発信、ウェブサイト等による周知等が協力企業の拡大に繋がるのではないかとご意見を多数いただきました。

このことから、協力企業を拡大するための更なる取組が必要です。

問5 あなたのまわりに様々な理由（病気や障害、就労ブランク等）で働きたくても働くことができないでいる人はいますか。次の中から当てはまるものを1つだけ選んでください。



○働きづらさを抱えた方を相談窓口につなげるための支援が必要

働きづらさを抱えた方が「身近にいる」・「身近にはいないが、知っている」とお答えいただいた割合は、54.1%でした。

このように、働きづらさを抱えているにも関わらず支援に繋がっていない方を、どのようにして相談及び支援につなげるか、検討する必要があります。

問6 それは、どのような人ですか。次の中から当てはまるものを全て選んでください。



○多様な働きづらさに対応する受入先の確保が必要

メンタルの不調や引きこもり状態にある、対人関係が苦手、働く時間に制約があるなど、外部から働きづらさがわかりづらい方も多く、働きづらさの原因は多岐にわたっています。

このことから、それぞれの働きづらさに応じた、多様な働き方の創出や、受入先の確保が必要です。

(4) 協力企業アンケートより

富士市ユニバーサル就労推進事業認定協力企業 158 社に対して、ユニバーサル就労の取組についてご意見・ご提案をいただくためのアンケートを実施し、89 社から回答いただきました。

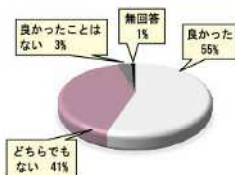
問 1 - (1)

これまで「ユニバーサル就労の推進」にどのように取組んできましたか。

- ・職場見学から就労まで取組み、業務分解票や時系列毎仕事を整備し、どの様な事情を抱える方であっても働ける様に職場環境を整備した。
- ・ご興味頂いた方への会社説明、工場見学、実作業見学（就業体験）。

問 1 - (2)

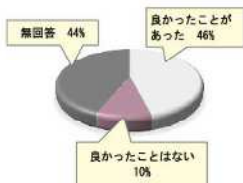
ユニバーサル就労の取組に参加したことについて、どのように感じていますか。



- ・負担になっていた作業を分解し、分担して作業が出来ることにより、作業者全員の負担軽減となった。
- ・人員不足の解消。
- ・面接で対応しても働きに来ない。
- ・当社に向いている人がいない。
- ・様々な問題をかかえていて、長期の雇用につながらない。
- ・実習等の受け入れは問題なかったが、雇用につながらない事が多かった。

問 1 - (3)

職場見学、就労体験、無償・有償コミューター、雇用を実施して良かったことはありますか。



- ・面接より一歩前へ進んで実務を体験することで、対象者が、仕事に対しての向き不向き等の選考ができる。
- ・雇用までの間、企業側も本人も実際に雇用出来るかを考える時間を与えてくれる。
- ・適性のある程度見てから採用できた。
- ・どうすれば働く事が可能になるのかを検討するプロセスで、就職希望者の不安な点などを共有することができた。
- ・実作業見学（就業体験の位置づけ）を行う事による現場作業者の説明対応力向上。
- ・ほとんどの人が一般採用の人より理解力が低いいため、3人で1人分の仕事しか出来ない。

問1－（4）

これから、「ユニバーサル就労の推進」にどのように取り組んでいきたいと考えていますか。

- ・人が人を育てる環境づくりに力を入れていきたい。
- ・会社全体での周知、勉強会を都度行い、就労への意識を考えていく。
- ・職場内でのフォロー体制を今後も強化していきたい。
- ・相談者の社会参加の一歩として、ボランティア活動に積極的に参加を促す。
- ・業務の細分化及び雇用形態の見直し、短時間勤務など検討したい。
- ・門戸を広げ、体験機会を作ることで、個々にあった就労の場を見つけていきたい。

問1の回答の分析

○協力企業に対するマッチングや定着支援が必要

問1では、協力企業がユニバーサル就労にどのように取り組み、評価し、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねしました。

問1－（2）では、どちらでもない・良かったことはない・無回答の割合が45%、問1－（3）では、無回答が44%でしたが、これは、まだ受け入れ実績がなく、評価ができないことが主な要因となっています。

雇用につながったことによる人員不足の解消や、コミューター制度があることで適性のある程度見ながら採用できること等の評価があった一方、面接まで対応しても実際に働きに来ない、3人で1人分の仕事しかできない、雇用に繋がらない、長期の雇用につながらないなど、厳しいご意見もいただきました。

今後も、協力企業や支援対象者に対する丁寧な支援が必要です。

問2-（1）

ユニバーサル就労をさらに推進するためには、どのような形（方法）で周知を行えば良いと思いますか。

- ・もう少し協力企業には特典を設けた方が良いでしょう。
- ・定期的に説明会を開き、会社へ持ち帰る。
- ・就労後のサポート体制の充実。
- ・企業との連絡を強固にし、情報提供量を増やして欲しい。
- ・市広報でのPRや、SNSなどの活用による周知、中小企業への周知も必要。
- ・高校などでの出張授業。色々な働き方があることを若いうちから伝えることが必要。
- ・ユニバーサル就労の魅力、それを行うことによるメリットを分かりやすくPRする。

問2-（2）

今後、必要になる（進めるべき）と思われる取組はありますか。

- ・企業間との交流、研修。
- ・就職後の連携強化（とくに就職後に発生する問題が多い）
- ・障害者を含め、この制度の利用者を特別視しないよう企業への意識づけ。
- ・就労体験や無償コミューターに力を入れていった方が良いでしょう。（仕事の内容を深く知る、経験値を増やす）
- ・メンタル面のサポート窓口。
- ・働く方の状況に合わせた環境づくり。
- ・メディアの力を活かしてもっともっと宣伝した方が良いでしょう。
- ・受入れを実施している企業、また就労されている方のご家族のご意見や、感想などの生の声をSNS等で発信していく取組が必要。
- ・対象者の就業のための職業訓練、資格取得支援。
- ・高齢者の再就職支援の受皿となるべき、雇用する企業の増加。（働ける環境が少ない）
- ・就労前研修や企業の事前説明。
- ・受け入れ側の姿勢の在り方（接し方など）に関する支援。

問2-（3）

その他、ご意見、ご提案がございましたらご記入ください。

- ・協力企業から、他の企業へ周知する紹介パンフレットが有ると良いでしょう。
- ・今の感じは、「ユニバーサル就労に協力⇒その企業に就職」色が強過ぎて、企業も参加しづらい気がする。「見学」や「体験」をもっと前面に出した「ライトなところから手伝いませんか？」的なアプローチをした方が良いでしょう。就労した「数」ではなく、就職したい「欲」を持たせてあげられるようなやり方を考えてみてはどうか？

問2の回答の分析

問2では、ユニバーサル就労をさらに推進するために、どのような取組が必要かお尋ねし、上記のご意見・提案をいただきましたので、ユニバーサル就労の周知・啓発の更なる工夫及び協力企業に対する支援も必要です。

○ユニバーサル就労の周知・啓発のため更なる工夫が必要

SNSや紹介動画の積極的活用や、事例の発信等による工夫が必要です。

○協力企業のメリットを、事例等を交えてわかりやすく周知することが必要

企業のメリットをわかりやすく説明し、情報発信の機会を増やすことが求められています。

○協力企業間の意見交換や情報共有が必要

他の協力企業の取組や実績等の情報を共有する場を設けるなど、協力企業がユニバーサル就労に取り組みやすくするための工夫が必要です。

(5) ユニバーサル就労推進協議会アンケートより

ユニバーサル就労に関する情報の共有を目的に開催している富士市ユニバーサル就労推進協議会に、関係団体等の代表として参加していただいている皆さんから、ユニバーサル就労の取組についてご意見・ご提案をいただきました。

問1 富士市全体の取組について

「ユニバーサル就労の推進」に取り組んで良かったところ、また、取組の中で強化した方が良いところはどのようなところですか。

□ 取り組んで良かったところ

- ・相談窓口を一本化したことで利便性が増し、市民にとってわかりやすくなった。
- ・連携がしやすくなって、きめ細やかな対応が可能となり、就労支援がしやすくなった。
- ・必要な時に随時案内できる。
- ・事前に就労体験があるため、退職が少ない。

□ 強化した方が良いところ

- ・行政だけではなく、市全体の取組として、それぞれが主体となって推進する。
- ・ユニバーサル就労が何なのか、理解していない人が多いため、具体的にどのような事業かを説明する必要がある。
- ・リモートワークの拡大。
- ・より周知するための工夫とPRの強化が必要で、動画等がたくさんあるとよい。
- ・就労事業と福祉事業が混在した印象があるため、明確にする。
- ・地域と連携した取組。

○ユニバーサル就労の周知に工夫と強化が必要

ユニバーサル就労支援センターの相談機能と就労支援機能の一体化により、相談から就労支援までの連携がスムーズになるなど、利用者と支援者の双方にメリットが生まれたという評価をいただきました。

一方、PR活動については、周知の工夫と強化が必要とのご意見・提案をいただきましたので、周知の工夫と強化が必要です。

問2 各団体の取組について

これまで「ユニバーサル就労の推進」にどのように取組んできましたか。

□ これまでの取組

- ・相談者のつながりがスムーズになるように、初回面談から就労支援グループに同席してもらい、早期の支援を行った。
- ・相談者をユニバーサル就労支援センター窓口へ繋いだ。
- ・チラシの配架。
- ・職場の案内、体験。

問3 各団体の取組について

これから「ユニバーサル就労の推進」にどのように取組んでいきますか。

□ これからの取組

- ・就労の推進を図る。
- ・チラシ配布、イベントに参加するなどして周知活動を行う。
- ・PRの強化。

問4 その他、ご意見、ご提案がございましたらご記入ください

- ・ユニバーサル就労の周知が進んでいるか。
- ・周知活動を行っているが、周知は進んでいない。
- ・ユニバーサル就労に係る話題はほぼ無いのが現状。
- ・何のことなのか、どのようなことをしてくれる機関なのかを知らない人が多い。
- ・周知のためのPRを継続的に行う必要がある。

○ユニバーサル就労のPRが足りない

関係団体等では、支援対象者の受入れやPR活動に取り組むなど、ユニバーサル就労の推進に対する意識が高くなっています。

一方、この設問においても、PR活動に対して周知が進んでいないとのご意見をいただきましたので、PRを強化する必要があります。

(6) ユニバーサル就労支援センター利用者アンケートより

ユニバーサル就労の利用者から、支援終了時に回答いただいています。

問1 ユニバーサル就労支援センターに対するご意見、ご要望があればお聞かせください。

- ・長く働くための仕事選びについてアドバイスをもらい、一步を踏み出すきっかけができてよかった。
- ・少しづつステップアップすればいいとサポートしてくれてよかった。
- ・きちんと支援してくれた。
- ・親身になって対応してくれて安心して就職活動ができた。

問2 支援内容（研修、応募書類添削、模擬面接、職場見学、就労体験、マッチング）について、ご感想をお聞かせください。

- ・応募書類作成で、細かい部分の修正や、強みやアピールの書き方についてアドバイスをもらえてよかった。
- ・コロナ禍でも職場見学、就労体験等、一般的な応募ではできないことができ勉強になった。
- ・会社見学から就職できた。会社の内容や仕事ぶりを知ってから面接・入社のほうが全く知らないよりいい。
- ・職場ではみんながやさしいのでやりやすい。
- ・職場見学ができてよかった。

問3 自身の変わったこと・成長したと感じることはありますか。

- ・仕事が決まり精神的に安定した。
- ・仕事が見つかり自信がついた
- ・自分で仕事を探していると、年齢だけで断られてしまうのではないかと心配で、一步を踏み出せなかったが、踏み出すことができた。
- ・支援センターを利用していなかったら就職できなかったと思う。

○支援体制、支援方法が評価されている

支援センターの対応や支援内容について、高い評価をいただきました。

また、ユニバーサル就労による支援を通じて、自信がついた。一步を踏み出すことができたという感想をいただきました。

このような声を更に頂けるよう、働きづらさを抱える方を一人でも多く支援、就労に繋げるため、今後もユニバーサル就労を推進する必要があります。

3 課題の整理

ユニバーサル就労支援センター等の現状と、実績の分析及び各種アンケート結果から抽出された課題を、次の3項目に分けて整理しました。

(1) 働きづらさを抱えた方が、適切な支援を受けられることができる体制の拡充が必要

○働きづらさを抱える方が相談窓口につながる周知・連携

⇒関係図表等：①新規支援対象者数<P17>

⇒関係図表等：市政モニターアンケート<P27>

○協力企業の拡大（認定数及び業種の拡大、交通手段を持たない方に対する地域偏在の解消）

⇒関係図表等：③協力企業数<P20>

⇒関係図表等：⑧協力企業の業種別内訳と地区別企業数<P21>

⇒関係図表等：市政モニターアンケート<P26>

○協力企業に対する支援（支援対象者とのマッチングや定着支援等）

⇒関係図表等：協力企業アンケート<P29>

○キャリアアップセミナー等の開催など、対象者に応じた適切な支援

⇒関係図表等：②新規支援対象者数（男女内訳）<P18>

(2) 多様化する働きづらさに対応した新しい働き方の創出が必要

○働きづらさの多様化に対応できる受入先の確保

⇒関係図表等：⑧協力企業の業種別内訳と地区別企業数<P21>

⇒関係図表等：市政モニターアンケート<P27>

○協力企業に対する業務分解の提案

⇒関係図表等：⑦業務分解を行った企業数（累計）<P20>

○テレワークや短時間就労など、新しい働き方に取り組む協力企業の確保

⇒関係図表等：⑦業務分解を行った企業数（累計）<P20>

⇒関係図表等：市政モニターアンケート<P27>

(3) ユニバーサル就労を市が一体となって推進するための環境整備と情報の共有が必要

○ユニバーサル就労の周知・啓発の強化

⇒関係図表等：市政モニターアンケート<P25・26>

⇒関係図表等：協力企業アンケート<P31>

⇒関係図表等：ユニバーサル就労推進協議会からの意見・提案<P32・33>

○ユニバーサル就労サポーターの登録数の拡大

⇒関係図表等：⑤サポーター登録数（累計）<P19>

○SNSや紹介動画等を有効活用した情報発信の工夫

⇒関係図表等：協力企業アンケート<P31>

○協力企業間の意見交換及び情報共有の機会の充実

⇒関係図表等：協力企業アンケート<P31>

第4章 基本計画

1 基本理念

本市のユニバーサル就労は、条例に基づき推進するものです。

条例第3条の基本理念は、市民や様々な組織との協働により、働きたくても働くことができない全ての人が、その個性や意欲に応じて少しずつでも能力を発揮して、社会に参加していくという、ユニバーサル就労の基本的な考え方を示しています。

本計画では、これまでのユニバーサル就労の実績等の分析により抽出された課題の整理を踏まえて、社会情勢の変化や新しい働き方等によるニーズに対応する事業・取組を取り入れることにより、新たなユニバーサル就労推進事業として再編し、推進していきます。

そのための基本理念を以下のとおり定めます。

様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がその個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加すること

この基本理念を実現するため、基本方針、基本目標に基づき、施策を展開していきます。

「富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例」

(基本理念)

第3条 ユニバーサル就労は、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がその個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することを基本とし、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進されなければならない。

2 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向け、第3章で明らかになった課題や、各方面から頂いたご意見を踏まえ、次の3つの基本方針を掲げて、具体的な取組を市が一体となって推進していきます。

【基本方針1】誰もが働くことができる支援体制をつくります

ユニバーサル就労は、ユニバーサル就労支援センターを中心とするユニバーサル就労推進事業により推進しています。

働きづらは一人ひとり異なるため、相談窓口の周知及び関係機関の連携を強化することにより、働きづらさを抱える方に対して適切な支援を提供することができます。

また、就労に向けた各種セミナー、職場見学や就労体験など支援内容の充実や、雇用の受入先となる協力企業の拡充等、支援体制の充実を目指します。

【基本方針2】一人ひとりの個性に合わせた働き方を創出します

現在の社会情勢の中で、テレワークや短時間就労等、新しい働き方に対する環境整備が求められています。

また、人手不足に悩む業種における人材の確保に関する支援に取り組む必要があります。一人ひとりの個性に合わせた仕事を創出し、働きづらさを抱える方の雇用に繋がる機会を増やします。

【基本方針3】市が一体となって支え合う地域社会をつくります

ユニバーサル就労は、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進します。

市民にユニバーサル就労を周知するため、SNSによる発信や紹介動画をさらに活用するとともに、ユニバーサル就労に取り組んでいる先行事例を積極的に紹介するなど、周知・啓発に取り組むことにより、働きづらさを抱える人を受け入れ、寄り添う体制を構築し、市が一体となって支え合う地域社会をつくります。

3 基本目標

本計画の基本方針に基づいて達成すべき目標として、次の基本目標を設定します。

【基本目標1】

支援対象者の目標は、就労の実現だけではなく、自身のキャリアアップや社会参加の意欲向上など、一人ひとりの状況により異なります。

ユニバーサル就労によって、自身が設定した目標を達成した方の割合を増やすため、ユニバーサル就労の支援体制の充実に努めます。

（成果指標）

令和8年度におけるユニバーサル就労支援センター支援対象者の目標達成率

※支援対象者が、就労など自己の目標を達成した割合



【基本目標2】

多様化する働きづらさに対応する新しい働き方が求められています。

業務分解を提案し、テレワークや短時間就労等、新しい働き方に取り組む企業を増やすことにより、新たな雇用の創出を目指します。

（成果指標）

令和8年度までに業務分解を行った、または、今後テレワークや短時間就労等新しい働き方に取り組んだ協力企業数（累計）



【基本目標3】

市が一体となって支え合う地域社会をつくるため、あらゆる機会を捉えてユニバーサル就労の周知・啓発に取り組み、ユニバーサル就労の認知度の向上を目指します。

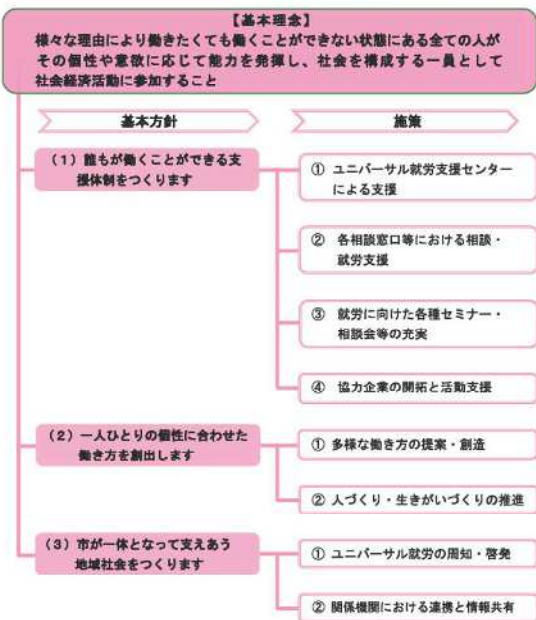
（成果指標）

令和8年度におけるユニバーサル就労の認知度

※市政モニターアンケートでのユニバーサル就労の認知度



4 施策の体系



第5章 施策の展開

1 施策の内容

新 は、本計画の策定にあたり、新たに施策に加えた新規（令和3年度以降に開始）の事業及び取組です。

追 は、本計画の策定にあたり、新たに加えた既存（令和2年度以前に開始）の事業及び取組です。

指標 は、53ページ「4. 指標一覧」において、施策の効果の検証・評価に活用する指標を設定する事業です。

（1）誰もが働くことができるように支援体制をつくります

① ユニバーサル就労支援センターによる支援

生活に困窮する等、問題を抱え支援が必要な方については、相談支援グループにおいて支援計画を作成し、適切な支援を提供します。

また、働きづらさを抱える方の多くは、生活に様々な問題を抱えています。そのため、ユニバーサル就労支援センター相談支援グループにおいて生活状況等の聞き取り、アセスメントを行った上で、就労を希望する方はユニバーサル就労支援センター就労支援グループに繋がります。

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
相談支援グループ による支援 指標 1	生活困窮者自立支援法に基づき、就労や生活等あらゆる相談に応じるとともに、就労準備支援事業や、家計改善支援事業等、自立に向けた様々な相談と支援を行います。	生活支援課
就労支援グループ による支援 指標 2	就労困難者に対して、アセスメントやキャリアカウンセリング、職場見学や就労体験等、個々の事由や適性に合わせた就労支援を行い、希望に沿った就労の実現を目指します。	生活支援課
新 キャリアアップ セミナーの開催 指標 3	自分らしい働き方や生き方等に関するキャリアアップセミナーを開催します。	生活支援課

② 各相談窓口等における相談・就労支援

ユニバーサル就労は、ユニバーサル就労支援センターで行う支援の他、各相談窓口等における様々な取組で構成しています。

これらの事業を、条例の理念に基づき、多様な窓口がこれらの事業を着実に推進することが、働きづらさを抱える方の支援に繋がります。

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
若者相談窓口 「ココ☆カラ」 〈子ども・若者育成支援事業〉 	若者を支援するため、若者相談窓口「ココ☆カラ」の運営（面接相談、電話相談、居場所事業、アウトリーチ、家族会、フォローアップミーティング、若者サポーター養成講座）を行います。	社会教育課
富士市国際交流ラウンジとの連携強化	外国人市民からの相談に対応するため、富士市国際交流ラウンジとユニバーサル就労支援センターとの連携強化を図ります。 また、外国人市民が同支援センターで相談する際、窓口のタブレットを活用して、国際交流ラウンジがビデオ通話による通訳支援を行います。	市民活躍・男女共同参画課 生活支援課
シルバー人材センターとの連携強化	高齢者の就労支援を促進し、生きがい対策を推進するための事業を創出展開するシルバー人材センターと、ユニバーサル就労支援センターとの連携強化を図ります。	商業労政課 生活支援課
内職相談事業 	内職を探している市民に対してウェブサイトにて求人情報を掲載するほか、内職相談員が内職に関する相談や企業と求職者の斡旋を行います。 また、潜在する子育て中の女性や定年後の高齢者の労働力の活用を図るため、登録企業を開拓します。	商業労政課

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
市における就労 困難者の雇用拡大 指標6	働きづらさを抱える方を会計年度任用職員として雇用し、支援員の指導・支援を受けながら、各課等から依頼のあった業務を行い、今後の就職に繋がります。	人事課 生活支援課 (行政経営課)
市が行う就労体験 指標7	継続的な就労に不安を持つ就労困難者に就労のきっかけの場を提供するため、支援機関を通じ、就労に興味を示す方の就労体験を受け入れます。	人事課

～国・県等事業～

事業・取組	内 容	(関係課)
【国・県事業】 障害者就業・生活 支援センター 「チャレンジ」	障害者の職業生活における自立を図るため、就業に向けた支援、既に就業している方の就業定着の支援、及び日常生活又は社会生活上必要な支援を関係機関と連携して行います。	(障害福祉課)
【国事業】 マザーズコーナー (ハローワーク富士)	子育てをしながら就職を希望する人に対し、キッズコーナーの設置など、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、就職支援、職業紹介等を実施します(若者・離職者なども利用できます)。	(商業労政課) (生活支援課)

【今後実施したい事業・取組】

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
ユニバーサル就労 支援センターの 出張相談会の開催	移動・交通手段がないことなどを理由に、相談したくても相談に行けない方のために、支援センターから遠方の地区を主な対象とする出張相談会を開催します。	生活支援課

③ 就労に向けた各種セミナー・相談会等の充実

働きづらさを抱える方にとっては、各種セミナーや相談会は、自身の働きづらさについて相談、情報収集できる等貴重な機会となりますので、開催回数を増やすとともに、参加に繋がるよう周知を行います。

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
合同相談会 (子ども・若者育成 支援事業) 	不登校・ニート・ひきこもり・発達障害等の相談 機関・就労支援団体・親の会・学習支援団体・通 信制・定時制高校、サポート校が一堂に会して、 個別に相談に応じます。	社会教育課
女性の就労や 社会参加に関する 講座等の開催 	女性の就労や社会参加に関する講座等を開催し ます。	市民活躍・ 男女共同参画課
<再掲> キャリアアップ セミナーの開催	自分らしい働き方や生き方等に関するキャリア アップセミナーを開催します。	生活支援課

～国・県等事業～

事業・取組	内 容	(関係課)
【国事業】 障害者就職面接会	障害者の雇用の場を広げるため、障害者と県内企 業との就職面接会を行います。	(障害福祉課)

【今後実施したい事業・取組】

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
休業・離職中の母親 に対するスキルアッ プ研修・学び直し 支援	子育てで休業・離職中の母親が復職後に生かせる スキルや資格等の講座を開催します。	こども未来課

④ 協力企業の開拓と活動支援

ユニバーサル就労の推進において、職場見学や就労体験、雇用の受入先となる協力企業の拡大に取り組みます。また、多様な働きづらさや、新しい働き方に対応するために、業種の拡大に向けた企業開拓を展開していきます。

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
協力企業開拓事業 [指標 10]	ユニバーサル就労の趣旨に賛同した協力企業の新規開拓を行うとともに、業務分解の支援を行います。 また、支援対象者が雇用に至った協力企業に対して、引き続き定着支援を行います。	生活支援課 (産業政策課) (商業労政課)
はぐくむFuji オフィシャル サポーター認定 制度事業 [指標 11]	子育てと仕事の両立を推進する企業が増えるよう、ウェブサイトや情報誌の発行、イベント等による普及・啓発を行います。	こども未来課
障害者就労機能 パワーアップ事業 [指標 12]	障害者の自立のため、専任の就労支援コーディネーターを設置して、障害者の企業就労を推進するとともに、就労継続支援事業所等に通所する障害者の工賃アップに取り組みます。	障害福祉課
障害者雇用等を行 っている工場等の 誘致活動 [指標 13]	企業立地促進奨励金制度 [※] において、障害者雇用等を行う工場等の誘致活動を行います。	産業政策課
障害者を雇用する 際の優遇措置	企業立地促進奨励金制度において、障害者を雇用する際に奨励金に加算を行います。	産業政策課

※事業規模の拡大又は新たな事業を行う目的で土地を購入又は賃借し、事業所の新設、増設又は移設を行う事業者に奨励金を交付する制度です。

【今後実施したい事業・取組】

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
テレワーク導入推進のための、市内企業等への啓発及び導入支援	テレワーク導入の必要性やメリットを啓発するセミナーや、テレワーク導入の手順に関する講座等を開催します。 また、セミナーの内容や市内の先行導入事例等を、ウェブサイトで公開します。	産業政策課

(2) 一人ひとりの個性に合わせた働き方を創出します

① 多様な働き方の提案・創造

本市は、「富士市デジタル変革宣言」において、暮らしの質や価値を高め、安心で豊かなまちづくりを推進していくことを宣言するとともに、「テレワーク先進都市」を実現するため「富士市テレワーク推進ロードマップ」を作成しました。

ユニバーサル就労においても、テレワークを活用した短時間就労やコワーキングスペースの利用促進を図るとともに、移住定住者に柔軟な働き方を提案します。

また、企業の業務分解を支援するなど、多様な働き方を創出します。

	事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
新	テレワークを活用した短時間就労 指 導 14	子育て世代等が、テレワークを活用した短時間就労に取り組むことができるよう、地域産業支援センターがユニバーサル就労支援センターと共同して企業開拓を行います。	産業政策課 生活支援課
新	コワーキングスペースの利用促進 指 導 15	テレワークの普及による、新たな働き方を推進するため、コワーキングスペースの利用促進を図ります。	産業政策課
新	「みらいてらす」コワーキングスペースの利用促進 指 導 16	子育て世代の多様な働き方の普及促進を図るため、複合型子育て拠点「みらいてらす」の利用促進を図ります。	こども未来課
追	移住定住受け皿づくり事業 指 導 17	移住後の働き方の選択肢を充実させるため、移住者等が仲間と役割を分担して柔軟に働くことのできるワークシェアリングの普及と実践に向けた支援を行います。	シティ プロモーション課
追	業務分解の支援 指 導 18	新しい働き方による雇用の創出を図るとともに、協力企業の業務改善に繋がるよう、ユニバーサル就労支援センターが地域産業支援センターと連携を図り、業務分解（業務の切り出し）を支援します。	生活支援課 産業政策課

【今後実施したい事業・取組】

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
短時間就労マッチング	多様な働き方ができるよう、短時間の就労を希望する方と企業とのマッチングを行います。	こども未来課 生活支援課

② 人づくり・生きがいつくりの推進

農業や林業分野では、就業人口の減少や高齢化が課題となっており、福祉分野では働きづらさを抱える方の就労機会の確保が課題となっています。

これらの課題に対し、「農福連携」等の考え方を活かして取り組むことで、人づくり・生きがいつくりの推進を図ります。

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
ユニバーサル 農業事業 [図表 19]	就労機会の確保と賃上げのため、就労継続支援事業所の農作物栽培(さつまいも栽培及び干し芋作りなど)を支援します。	農政課 (障害福祉課)
農業アカデミー 事業 [図表 20]	高齢者等に農作物の栽培から、市場や産直市等への出荷までについて学んでもらうため、講座を開催します。	農政課
市内高校生への 職場体験事業 [図表 21]	林業に関心を持ってもらうため、市内高校生を対象とした施業現場見学会や、林業の基礎知識や実践力を養う県立農林環境専門職大学と連携した市内林業事業体への現場体験を行います。	林政課

～国・県等事業～

事業・取組	内 容	(関係課)
【(公社) 静岡県 山林協会】 「しずおか森林 (もり)の仕事 ガイダンス」	新たな林業の担い手の確保・育成を目的に、森林・林業に関心を持つ方や就業を考えている方を対象に、(公社) 静岡県山林協会が実施する「しずおか森林 (もり)の仕事ガイダンス」の周知を行います。	(林政課)

(3) 市が一体となって全体で支え合う地域社会をつくります

① ユニバーサル就労の周知・啓発

ユニバーサル就労の推進には、働きづらさを抱えた人を受け入れ、寄り添い、支援に繋げる必要があります。

情報誌の発行、チラシの配布等に加え、SNSによる発信や紹介動画をさらに活用し、ユニバーサル就労の取組事例を積極的に紹介するなど、周知・啓発に努めます。

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
ユニバーサル就労 周知・啓発事業 	情報誌の発行、チラシの配布等に加え、SNSによる発信や紹介動画をさらに活用し、ユニバーサル就労の取組事例を積極的に紹介するなど、周知・啓発を行うとともに、サポーター登録の促進を図り、就労困難者を社会全体で支える土壌作りを行います。	生活支援課
ユニバーサル就労 顕彰事業 	ユニバーサル就労の推進に積極的に取り組む事業者、団体、個人、協力企業を顕彰するため、ウェブサイト、広報ふじ、情報誌、ケーブルテレビ、イベント、パネル展等を通じて積極的にPRを行います。	生活支援課
パイロット事業所 指定事業 	ユニバーサル就労の内容を詳しく伝えるため、実際に取組を行っている協力企業を、「パイロット事業所」として指定し、就労困難者の受入の過程における工夫や課題について発信します。	生活支援課
新 子育て支援に取り組む企業のPR	子育て支援に積極的に取り組む企業等をウェブサイト等でPRします。	こども未来課
追 女性の就労や社会参加に係る啓発事業	市民や事業所向けに、情報誌「きらり」や、市ウェブサイト、その他の方法により、女性の就労や社会参加に係る啓発を行います。	市民活躍・男女共同参画課

【今後実施したい事業・取組】

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
支援事例の紹介	ユニバーサル就労が身近な支援であることを周知するため、ユニバーサル就労の支援の様子や、就労など目標の実現に至った支援事例をチラシ等に掲載し、関係者に配布します。	生活支援課

② 関係機関における連携と情報共有

ユニバーサル就労を着実に推進するため、関係機関・関係団体等における連携を様々な機会において行い、情報共有や意見交換を行っています。

事業・取組	内 容	担当課 (関係課)
ユニバーサル就労 推進協議会運営事業 	ユニバーサル就労に関連する行政、事業者、事業者団体等が、協力体制の確保やユニバーサル就労の推進のための意見交換や情報共有を行います。	生活支援課
相談窓口連絡会 	各相談窓口と連携し、相談者の特性にあった支援に繋げるため、相談窓口連絡会を定期的に開催し、それぞれの支援機関が実施する支援内容の理解等を深め、各相談窓口のネットワーク強化を図ります。	生活支援課
追 協力企業会 	ユニバーサル就労推進事業認定協力企業を対象に協力企業会を開催し、ユニバーサル就労に関する理解をより深めるため、事例報告や意見交換等を行います。	生活支援課
雇用対策協定運営 協議会	静岡労働局と富士市の間で締結した「富士市雇用対策協定」に基づき事業計画を作成し、ハローワーク富士と連携して雇用施策に取り組むとともに、雇用対策協定運営協議会を開催し、雇用対策に関する施策等を効果的に推進します。	商業労政課 (生活支援課)
地域活動支援事業 	就労準備支援事業や若者相談窓口「ココ☆カラ」等の利用者が、就労に至る過程で必要な社会性や協調性を学ぶため、ボランティア等地域活動の場を提供します。	生活支援課 社会教育課
保護観察対象者の 就労支援 	就労支援事業に対する理解を深めるため、保護司会と協力雇用主会で合同の研修会を開催し、保護観察対象者の就労支援に繋がります。	福祉総務課

～国・県等事業～

事業・取組	内 容	(関係課)
【県事業】 富士圏域自立支援 協議会就労部会	ハローワーク等からの求人情報の提供と就労支援事業所からの就労可能な障害者とのジョブマッチング及び、障害者就労に関する講演、シンポジウムを行うトップセミナーを開催します。	(障害福祉課)

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けた役割

ユニバーサル就労は、市が一体となって取り組み、推進していくものです。

条例では、市の責務、市民の責務、事業者の責務、事業者団体の責務を定めており、ユニバーサル就労を推進するために、その責務を担っていく必要があります。

各主体が連携を図りながら責務を担うことにより、「市民がそれぞれ生きがいをもち、働くことができる住みやすいまち ふじ」の実現を目指します。

(1) 市の役割【市の責務】

市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的にユニバーサル就労の推進に関する施策を講じます。

(2) 市民の役割【市民の責務】

市民は、基本理念にのっとり、ユニバーサル就労に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の役割【事業者の責務】

事業者は、基本理念にのっとり、ユニバーサル就労の推進のために雇用の創出及び拡大を図るとともに、一人ひとりの個性に配慮しながら働きやすい職場環境を整備し、及び市が実施する施策に協力するよう努めます。

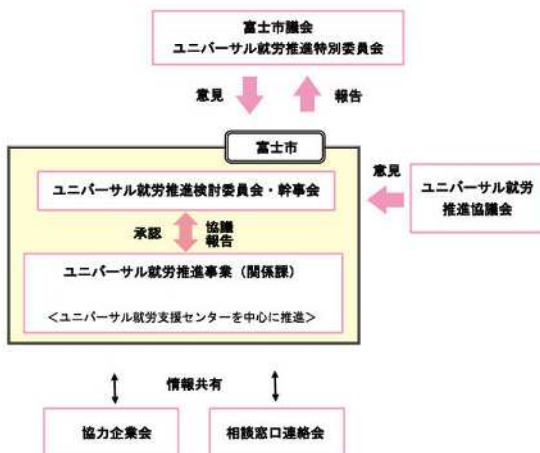
(4) 事業者団体の役割【事業者団体の責務】

事業者団体は、基本理念にのっとり、その構成員である事業者に対し、ユニバーサル就労の推進のために必要な情報の提供及び助言に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

2 計画の推進体制

条例第9条、推進体制の整備において、市は、市民、事業者及び事業者団体と協力し、ユニバーサル就労を推進するために必要な体制を整備するものとしています。

そのため、以下の体制により本計画を推進していきます。



(1) ユニバーサル就労推進検討委員会・幹事会

ユニバーサル就労を推進する施策・事業は多岐にわたっており、包括的・継続的な支援を効果的に行っていくためには、各分野や所属間の連携が必要です。

市では、平成27年度より庁内組織「ユニバーサル就労推進検討委員会（設置当時の名称はユニバーサル就労促進検討委員会）」を設置し、ユニバーサル就労に関する実態の把握や施策の検討を行ってきました。

本計画策定後も引き続き、計画の進行管理、関連施策・事業の内容や取組状況及び課題等を共有しながら、分野横断的な施策の展開を目指します。

(2) ユニバーサル就労推進協議会

本市では、市及び各関係団体における協力体制の確保やユニバーサル就労の推進のための意見交換及び連絡調整を行うため、平成 29 年 10 月より「ユニバーサル就労推進協議会」を設置しています。

本計画の推進にあたっては、会議を構成する関係機関や団体及び協力企業の代表者等の意見を踏まえながら取り組むとともに、連携・協力体制を構築し、効果的に取組を推進します。

(3) ユニバーサル就労推進特別委員会

富士市議会は、ユニバーサル就労の推進に係る審査等を行うために、平成 29 年 6 月より、ユニバーサル就労の推進に係るユニバーサル就労推進特別委員会を設置しています。

(4) 協力企業会

ユニバーサル就労に関する理解をより深めるため、ユニバーサル就労推進事業認定協力企業を対象に開催し、事例報告や意見交換等を行います。

(5) 相談窓口連絡会

各相談窓口と連携し、相談者の特性にあった支援に繋げるため、それぞれの支援機関が実施する支援内容の理解等を進め、各相談窓口のネットワーク強化を図ります。

3 計画の推進状況の確認・検証

(1) 計画の達成状況の点検及び評価

毎年1回、事業・取組の実施状況について担当課から事業ごとの評価シートによる報告を受け、PDCAサイクル[Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）]の手法を活用し、計画の着実な推進と評価を行うことにより、新たな市民ニーズや課題に対応できるよう、必要に応じて見直し・改善を図ります。

また、計画内容が拡充あるいは、新規に取り組む事業等について、関係団体等で情報を共有するとともに、ウェブサイト等により、広く周知していきます。



(2) 計画の見直し

検証・評価結果は、次年度にフィードバックし、必要な場合には計画期間内であっても、計画内容の見直しを行います。

4 指標一覧

「第5章 施策の展開」の事業のうち、市が実施する次の事業に指標を設定し、施策の効果の検証・評価に活用します。

№	事業・取組名（指標となる項目）	令和2年度 実績	令和8年度 指標	担当課
1	相談支援グループによる支援 （新規相談者数）※	【年間】 1,870人	【年間】 1,200人	生活支援課
2	就労支援グループによる支援 （新規支援対象者数）	【年間】 209人	【年間】 300人	生活支援課
	就労支援グループによる支援 （新規就労実現者数）	【年間】 115人	【年間】 150人	
3	キャリアアップセミナーの開催 （開催回数）	—	【年間】 2回	生活支援課
4	若者相談窓口「ココ☆カラ」 （居場所利用件数）	【年間】 2,599件	【年間】 2,700件	社会教育課
5	内職相談事業（就職者数）	【年間】 97人	【年間】 100人	商業労政課
6	市における就労困難者の雇用拡大 （支援対象者数）	【年間】 10人	【年間】 15人	人事課
				生活支援課
7	市が行う就労体験（受入者数）	【年間】 2人	【年間】 20人	人事課
8	合同相談会【子ども・若者育成支援事業】 （参加者数）	【年間】 167人	【年間】 170人	社会教育課
9	女性の就労や社会参加に関する講座等の 開催（講座の開催回数）	【年間】 21回	【年間】 25回	市民活躍・ 男女共同 参画課
10	協力企業開拓事業（協力企業数）	【累計】 158社	【累計】 400社	生活支援課
11	はぐくむFUIJ オフィシャルサポーター 認定制度事業（認定企業数）	【累計】 5社	【累計】 200社	こども未来課

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業等により、相談者数が大幅に増加しました。令和8年度は、新型コロナウイルス感染症の収束を見込んで、新規相談者数を推計しました。

No.	事業・取組名（指標となる項目）	令和２年度 実績	令和８年度 指標	担当課
12	障害者就労機能パワーアップ事業 （仕事確保数）	【年間】 25 社	【年間】 30 社	障害福祉課
	障害者就労機能パワーアップ事業 （実習受入人数）	【年間】 10 人	【年間】 12 人	
	障害者就労機能パワーアップ事業 （就労人数）	【年間】 5 人	【年間】 5 人	
13	障害者雇用等を行っている工場等の誘致 活動（工場等の誘致数）	【累計】 0 社	【累計】 1 社	産業政策課
14	テレワークを活用した短時間就労 （協力企業におけるテレワーク関連の求 人数）	—	【累計】 200 人	産業政策課 生活支援課
15	コワーキングスペースの利用促進 （年間延べ利用者数）	—	【年間】 4,000 人	産業政策課
16	「みらいてらす」コワーキングスペース の利用促進（年間延べ利用者数）	—	【年間】 1,200 人	こども未来課
17	移住定住受け皿作り事業 （市民向けワークシェア普及セミナー等 参加者数）	【年間】 42 人	【年間】 50 人	シティ プロモーション課
18	業務分解の支援 （業務分解を行った協力企業数）	【累計】 13 社	【累計】 60 社	生活支援課 産業政策課
19	ユニバーサル農業事業（支援事業所数）	【累計】 4 事業所	【累計】 16 事業所	農政課
20	農業アカデミー事業（修了者数）	【累計】 66 人	【累計】 100 人	農政課
21	市内高校生への職場体験事業 （参加者数）	—	【年間】 10 人	林政課
22	ユニバーサル就労周知・啓発事業 （ユニバーサル就労サポーター数）	【累計】 538 人	【累計】 1,200 人	生活支援課
23	ユニバーサル就労顕彰事業 （協力企業パネル展開催回数）	【年間】 0 回	【年間】 2 回	生活支援課
24	パイロット事業所指定事業 （指定事業所数）	【累計】 6 社	【累計】 18 社	生活支援課

No.	事業・取組名（指標となる項目）	令和２年度 実績	令和８年度 指標	担当課
25	ユニバーサル就労推進協議会運営事業 （開催回数）	【年間】 ２回	【年間】 ２回	生活支援課
26	相談窓口連絡会（開催回数）	【年間】 ０回	【年間】 ２回	生活支援課
27	協力企業会（開催回数）	【年間】 ０回	【年間】 ２回	生活支援課
28	地域活動支援事業（参加人数）	【年間】 10 人	【年間】 30 人	生活支援課 社会教育課
29	保護観察対象者の就労支援 （就労者数）	【年間】 ２人	【年間】 ７人	福祉総務課

参考資料

1 条例

○富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例

平成 29 年 2 月 22 日

条例第 1 号

私たちのまち富士市は、豊富な地下水と豊かな自然に恵まれ、紙・パルプ産業などの製造業を中心に、農林業や水産業など、様々な産業が成長し、発展してきた。

人々が多様な産業に携わり豊かな市民生活を築いてきた反面、障害のある人をはじめ、就労意欲がありながら様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある人たちは、自らの能力を発揮するため働く場を求めてきたが、こうした人たちに就労の機会が十分に提供されているとは言えない。

市民の誰もが社会を構成する一員として活躍し、自立した生活を送ることができる社会を実現するためには、就労意欲のある全ての人に就労の機会が提供されるよう、環境を整備していかなければならない。

このような認識の下、行政はもとより事業者、事業者団体及び市民一人ひとりが相互に協力し、ユニバーサル就労を推進することにより、市民がそれぞれ生きがいを持ち、働くことができる住みやすい地域社会を創造するため、それぞれの責務を果たすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、ユニバーサル就労の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び事業者団体の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサル就労 様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人が自ら選択した仕事に従事することをいう。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(3) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4) 事業者団体 事業者の共通の利益の増進のため、事業者により組織された団体をいう。

(基本理念)

第3条 ユニバーサル就労は、様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がその個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加することを基本とし、市、市民、事業者及び事業者団体の協働により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的にユニバーサル就労の推進に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ユニバーサル就労に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ユニバーサル就労の推進のために雇用の創出及び拡大を図るとともに、一人ひとりの個性に配慮しながら働きやすい職場環境を整備し、及び市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、基本理念にのっとり、その構成員である事業者に対し、ユニバーサル就労の推進のために必要な情報の提供及び助言に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、ユニバーサル就労の推進に関する施策の実施に必要となる財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民、事業者及び事業者団体と協力し、ユニバーサル就労を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(関係行政機関との連携)

第10条 市は、ユニバーサル就労の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、関係行政機関との連携を図るものとする。

(顕彰)

第 11 条 市は、ユニバーサル就労の推進に著しく貢献したものを顕彰するものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 策定経過

(1) ユニバーサル就労推進検討委員会・幹事会の開催

会議	内容
第1回（令和3年1月20日）	計画の策定について
第2回（令和3年7月12日）	計画（素案）の協議
第3回（令和3年7月29日）	計画（素案）の協議
第4回（令和3年10月21日）※幹事会のみ	計画（案）の協議
第5回（令和4年1月11日）	計画（最終案）の協議

※検討委員会・幹事会での検討に必要な資料を作成するため、ワーキングチームを組織し、4回協議を行った。

(2) ユニバーサル就労推進協議会

会議	内容
第1回（令和3年2月）	計画の策定について、アンケート実施（書面開催）
第2回（令和3年7月15日）	計画（素案）に対する意見交換、聴取
第3回（令和3年10月21日）	計画（素案）に対する意見交換、聴取
第4回（令和3年12月13日）	計画（案）の確認、意見交換、聴取

(3) ユニバーサル就労推進特別委員会

会議	内容
第1回（令和3年2月5日）	計画の策定について
第2回（令和3年8月18日）	計画（素案）の報告
第3回（令和3年11月8日）	計画（案）の中間報告
第4回（令和4年2月7日）	計画（最終案）の報告

3 委員会等

(1) 富士市ユニバーサル就労推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 様々な困難を抱える人たちの多様な就労機会の確保に向け、ユニバーサル就労に関する調査、その推進に関する検討を行うため、富士市ユニバーサル就労推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ユニバーサル就労の実態の把握と課題の調査及び研究を行うこと。
- (2) ユニバーサル就労を促進するための施策の立案を行うこと。
- (3) ユニバーサル就労推進特別委員会に関すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、ユニバーサル就労の促進に必要な事務。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に定める職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は森田副市長、副委員長は仁藤副市長をもって充てる。

(運営等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に定める職にある者をもって組織する。
- 3 会長は福祉こども部長、副会長は産業経済部長をもって充てる。
- 4 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉こども部生活支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年7月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1

副市長 総務部長 市民部長 福祉こども部長 産業経済部長 教育次長
--

別表第2

福祉こども部長 産業経済部長 企画課長 行政経営課長 人事課長 多文化・男女共同参画課長 福祉総務課長 生活支援課長 障害福祉課長 こども未来課長 産業政策課長 商工労政課長 農政課長 林政課長 社会教育課長
--

■ユニバーサル就労推進検討委員会名簿

番号	役職等	氏 名	所属・職名
1	委員長	森田 正郁	副市長
2	副委員長	仁藤 哲	副市長
3	委員	高野 浩一	総務部長
4	委員	有川 一博	市民部長
5	委員	伊東 美加	福祉こども部長
6	委員	米山 充	産業経済部長
7	委員	片田 等	教育次長

■ユニバーサル就労推進幹事会名簿

番号	役職等	氏 名	所属・職名
1	会長	伊東 美加	福祉こども部長
2	副会長	米山 充	産業経済部長
3	会員	落合 知洋	企画課長
4	会員	田代 鶴記	行政経営課長
5	会員	高柳 浩正	人事課長
6	会員	後藤 憲司	多文化・男女共同参画課長
7	会員	春山 辰巳	福祉総務課長
8	会員	白川 安俊	生活支援課長
9	会員	小川 洋二郎	障害福祉課長
10	会員	本多 直人	こども未来課長
11	会員	岡 利徳	産業政策課長
12	会員	小林 浩幸	商業労政課長
13	会員	勝又 猛	農政課長
14	会員	井出 一徳	林政課長
15	会員	吉田 和洋	社会教育課長

■事務局

事務局	福祉こども部生活支援課	課長	白川 安俊
		統括主幹	荒谷 隆治
		主査	栗原 哲也
		主事	濱村 美世

(2) 富士市ユニバーサル就労推進協議会要綱

平成29年10月19日

告 示 第 2 0 3 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ユニバーサル就労(富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例(平成29年富士市条例第1号)第2条第1号に規定するユニバーサル就労をいう。以下同じ。)に携わる関係団体等が意見交換を行い、情報を共有するために開催する富士市ユニバーサル就労推進協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(意見交換等を行う事項)

第2条 協議会において意見交換及び連絡調整を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係団体等における協力の体制及び方針に関すること。
- (2) ユニバーサル就労の推進のための取組に関すること。
- (3) その他ユニバーサル就労の推進に関し市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、別表に掲げる関係団体等から選出された者に対し、協議会への参加を求めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、協議会に参加する者は、次のとおりとする。

- (1) 福祉こども部長
- (2) 福祉こども部生活支援課長
- (3) 福祉こども部障害福祉課長
- (4) 産業経済部商業労政課長
- (5) 教育委員会事務局社会教育課長

(運営)

第4条 協議会に座長を置き、福祉こども部長をもって充てる。

2 座長は、会議の進行を担当する。

3 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第5条 協議会に参加した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉こども部生活支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第53号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月1日告示第150号)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

富士公共職業安定所

富士労働基準監督署

富士商工会議所

富士市商工会

富士市民生委員児童委員協議会

富士地区保護司会

社会福祉法人富士市社会福祉協議会

公益社団法人富士市シルバー人材センター

富士市障害者自立支援協議会

富士市若者相談窓口運営事業受託者

富士市ユニバーサル就労推進事業認定協力企業

富士市ユニバーサル就労支援センター相談支援グループ運営事業受託者

富士市ユニバーサル就労支援センター就労支援グループ運営事業受託者

■令和3年度 ユニバーサル就労推進協議会名簿

番号	役職等	氏 名	所属・役職
1	座長	伊東 美加	福祉こども部長
2	会員	内田 克人	富士公共職業安定所 統括職業指導官
3	会員	小崎 浩孝	富士労働基準監督署 署長
4	会員	鍵山 晃一	富士商工会議所振興事業部振興課 課長補佐
5	会員	深澤 伸嘉	富士市商工会 事務局長
6	会員	望月 衡	富士市民生委員児童委員協議会 会長
7	会員	芝田 行徳	富士地区保護司会 会長
8	会員	石川 伸宏	(福) 富士市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
9	会員	渡邊 孝	(公社) 富士市シルバー人材センター 事務局長
10	会員	木村 清子	富士市障害者自立支援協議会 (富士障害者就業・生活支援センターチャレンジ) センター長
11	会員	渡邊 慈子	富士市若者相談窓口運営事業受託者 (NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡) ココ☆カラ相談員
12	会員	風間 雄大	富士市ユニバーサル就労推進事業認定協力企業 (富士センコー運輸株式会社) 経営企画部課長
13	会員	三好 泰枝	富士市ユニバーサル就労支援センター 相談支援グループ運営事業受託者 (富士市社会福祉協議会・東海道シグマ共同事業体) センター長
14	会員	向笠 弘之	富士市ユニバーサル就労支援センター 就労支援グループ運営事業受託者 (株式会社東海道シグマ) 統括責任者
15	会員	白川 安俊	生活支援課長
16	会員	小川 洋二郎	障害福祉課長
17	会員	小林 浩幸	商業労政課長
18	会員	吉田 和洋	社会教育課長

(3) ユニバーサル就労推進特別委員会

■ユニバーサル就労推進特別委員会名簿

番号	役職等	氏 名	備 考
1	委員長	井出 晴美	富士市議会議員
2	副委員長	山下 いづみ	富士市議会議員
3	委員	石橋 広明	富士市議会議員
4	委員	太田 康彦	富士市議会議員
5	委員	遠藤 盛正	富士市議会議員
6	委員	小池 智明	富士市議会議員
7	委員	鈴木 幸司	富士市議会議員
8	委員	一条 義浩	富士市議会議員



ユニバーサル就労推進基本計画

令和4年3月

発行・編集 富士市福祉こども部生活支援課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
電話：0545-55-2886 FAX：0545-55-2987